



熊本県公報

号外 第 5 号
平成 27 年 3 月 3 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県球磨川水系防災減災基金条例…………… (川辺川ダム総合対策課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県球磨川水系防災減災基金条例
1 球磨川水系に係る河川の洪水による災害を防止し、又は軽減することを目的として当該河川の流域の区域をその区域に含む県内の市町村が実施する取組等を支援するため、熊本県球磨川水系防災減災基金を設置することとした。
2 熊本県球磨川水系防災減災基金の運営に関し、必要な事項を定めることとした。
3 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

熊本県球磨川水系防災減災基金条例をここに公布する。
平成 27 年 3 月 3 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 1 号

熊本県球磨川水系防災減災基金条例
(設置)

第 1 条 球磨川水系に係る河川の洪水による災害を防止し、又は軽減することを目的として当該河川の流域の区域をその区域に含む県内の市町村が実施する取組等を支援するため、熊本県球磨川水系防災減災基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)
第 2 条 基金として積み立てる額は、熊本県一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める。

(管理)
第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。
(繰替運用)

第 5 条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。
(基金の処分)

第 6 条 知事は、第 1 条に規定する目的を達成するために必要な経費に充てる場合に限り、予算の定めるところにより基金の全部又は一部を処分することができる。
(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。
附 則

この条例は、公布の日から施行する。